

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所長から次のとおり
公共測量を実施することについて通知がありました。

令和元年十二月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 一級基準点及び三級基準点の設置
- 二 測量の地域 奈良市内（奈良文化財研究所近傍）
- 三 測量の期間 令和元年十一月二十二日から令和二年三月三十一日まで